

○木城町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給制度要綱

令和2年4月27日

要綱第10号

改正 令和2年7月22日要綱第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を生じた商工業者の資金繰りを強力に支援するため、町内の中小企業者及び小規模企業者に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金の交付に関する規則(昭和48年木城町規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に定める者を、「小規模企業者」とは、同法同条第3項に規定する者をいう。

2 この要綱において「取扱金融機関」とは、この要綱に基づき、事業資金の融資を行う高鍋信用金庫、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、日本政策金融公庫をいう。

(補給対象融資制度資金)

第3条 この要綱の利子補給対象資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎県中小企業融資制度資金(新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付及び新型コロナウイルス感染症対応資金に限る。)
- (2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (3) マル経融資(新型コロナウイルス対策マル経融資)
- (4) 取扱金融機関が取扱う事業性融資制度資金(前3号の貸付に協調融資された運転資金に限る。)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、その他新型コロナウイルス感染症対策保証により、取扱金融機関が取り扱う事業性融資制度資金

(補給対象者)

第4条 この要綱により利子補給を受けることができる者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 町内に住所を有する個人又は法人で、町長が適當と認める者
- (2) 町内において事業を営んでいること。
- (3) 利子補給申込みの時までに納期の到来している町の公租公課を完納していること。
- (4) 経営の内容及び資金の使途が明確であること。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 事業者の構成員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団関係者(法同条同項第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業でないこと。

(利子補給の条件)

第5条 利子補給の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利子補給を行う融資利率は、年利1.9%を限度とする。ただし、融資利率が1.9%を下回るときは、その実利率とする。
- (2) 取扱金融機関が取扱う事業性融資制度については、第3条第1号から第3号の資金の利率を上回らないこととする。
- (3) 利子補給の対象となる融資限度額は、1事業者に対し6,000万円とする。
- (4) 利子補給期間は、融資実行日から10年間以内とする。

(利子補給申込手続)

第6条 この要綱に基づく利子補給を受けようとする者は、木城町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給申請書(様式第1号)に、取扱金融機関が定める金銭消費貸借契約証書及び償還計画書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 償還計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の償還計画書の写しを町

長に提出しなければならない。

(利子補給金の承認)

第7条 利子補給申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、その結果が適當と認めた場合は、木城町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(利子補給金の交付方法)

第8条 この利子補給は、毎年1月1日(初年度にあっては、融資日)から12月31日までの期間における償還実績(遅延損害金を除く。)に応じた額を精算払いにより交付する。

(支払請求)

第9条 この要綱に基づく利子補給の支払いを受けようとする者は、木城町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給請求書(様式第3号)に取扱金融機関が発行する償還実績を証明する書類を添えて、毎年1月15日までに町長に提出しなければならない。

(補助の制限)

第10条 他の公的補助事業により利子補給を受けることができる者は、重ねてこの要綱による補助を受けることができない。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月22日要綱第24号)

この要綱は、公布の日から施行する。